新型コロナウイルス感染症の影響による

国保税 保険料

減免申請を受け付けています

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定の要件を満たす場合は国民健康保険税や後期高齢者医療保険料・介護保険料の一部を減額することができます。該当する期間や要件を確認して各申請先の窓口または郵送でお手続きしてください

《減免の対象期間》 **令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限のもの**

減免制度とは？

災害や失業などが原因で税金を納付することが困難になった場合、その事情に基づいて税金の全部または一部を減額する制度です

減免の要件

次の①または②に該当する場合は減免の対象になります

① 新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯※

② 新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯※

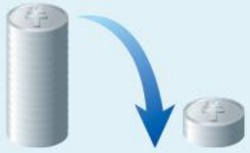

※介護保険料は第一号被保険者（65歳以上の人）。

減免額

減免額は条件によって異なります。詳しくは町ホームページを確認するか、各申請先にお問い合わせください

【国民健康保険税】

①の場合　全額免除

②の場合
次の要件の**全て**に該当すれば全部または一部を減額

(1)事業収入や給与収入など、種類ごとの収入のいずれかが、前年に比べて30％以上減少する見込みである
(2)前年の所得の合計額が1千万円以下である
(3)前年の、(1)で対象となる所得以外の所得合計額が4百万円以下である

※会社都合などによる退職で、「特定受給資格者」または「特定理由離職者」に該当する人は、前年の給与所得を30％と見なして計算する軽減制度の対象となります。

申請・問合先
役場税務課 ☎47－5013

【後期高齢者医療保険料】

①の場合　全額免除

②の場合
次の要件の**全て**に該当すれば全部または一部を減額

(1)事業収入や給与収入など、種類ごとの収入のいずれかが、前年に比べて30％以上減少する見込みである
(2)前年の所得の合計額が1千万円以下である
(3)前年の、(1)で対象となる所得以外の所得合計額が4百万円以下である

申請・問合先
役場税務課 ☎47－5013

必要書類など

・減免申請書（役場税務課またはホームページにあります）
・主たる生計維持者の印鑑
・収入申立書

①の場合
死亡診断書や医師の診断書

②の場合
収入減少や失業が確認できる書類（給与明細書、帳簿類、解雇通知書、廃業届など）

【介護保険料】

①の場合　全額免除

②の場合
次の要件の**全て**に該当すれば全部または一部を減額

(1)事業収入や給与収入など、種類ごとの収入のいずれかが、前年に比べて30％以上減少する見込みである
(3)前年の、(1)で対象となる所得以外の所得合計額が4百万円以下である

申請・問合先
役場税務課 ☎47－5013

生活に影響を受けた世帯を支える制度です